

平成20年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)  
説明資料

平成21年1月20日(火)  
医薬食品局食品安全部



## 輸入食品の安全確保対策(厚生労働省と都道府県等との連携)

輸入食品の安全確保は、国民の関心が非常に高い極めて重要な課題。

→ ① 輸出国段階、② 輸入時の水際段階 及び ③ 国内流通段階の  
3段階で対策を実施。

→ 厚生労働省と都道府県等との緊密な連携が重要。

- 国内で流通する輸入食品については、輸入食品監視指導計画のほか、輸入者に対する検査命令に関する通知等を参考としつつ、監視指導を効率的に実施。
- 食品衛生法違反に該当する輸入食品を確認したとき等は、直ちに厚生労働省及び関係都道府県等に報告。
- 輸入時の水際段階の検査等を通じて食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品のうち、通関手続を経て国内で流通するものについては、関係の都道府県等において、監視指導を適切に実施。

## 違反者の名称等の公表

- ・ 違反者の名称等の公表については、「食品衛生法第63条に基づく法違反者等の名称等の公表について」(平成18年5月19日付け食安発第0529004号)で取扱いを提示。
- ・ 国内で流通する輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと確認されたにもかかわらず、その旨が関係の都道府県等によって公表されない事案も散見。

○ 国内で流通する輸入食品等が食品衛生法違反に該当するものと確認された場合には、速やかに輸入者の名称等を公表。

## 事故米穀の不正規流通問題を踏まえた対応

- ・ 平成20年9月：農林水産省の情報提供
  - 厚生労働省においては、関係の都道府県等に対し、関係の事業者に対する回収等の措置の命令等を要請。
- ・ 平成20年11月：「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」の「調査報告書（第一次取りまとめ）」
  - 輸入時検査で食品衛生法違反に該当するものと確認された輸入食品の用途が非食用に変更された場合において、その加工処理又は販売をする施設が食品を取り扱っているときは、関係機関の情報共有を図るため、輸入者より提出された食用外転用計画書の写しを関係の都道府県等に送付。

- 食品衛生法違反に該当して食用外に転用された物が食品として流通しないよう、必要に応じて事業者に対する監視指導を適切に実施。

## 食品衛生法の規定に基づく監視指導

平成20年1月： 中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

4月： 都道府県等から厚生労働省への食中毒事案に関する速報の見直し

事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告の導入

- 保健所等においては、食中毒事案を探知したときは、
  - ・犯罪性の有無にかかわらず、都道府県等に報告。
  - ・事案の性質に応じて捜査機関等と情報を共有。
- 都道府県等においては、食中毒事案が速報の対象と判明したときは、  
調査中かどうかにかかわらず、厚生労働省に報告
- 事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告を  
義務付けるための条例の改正

## 食品衛生法違反に該当する食品に関する措置

平成20年9月：中国製の乳及び乳製品を原材料とする加工食品に  
おけるメラミン混入事案

食品衛生法違反に該当する食品等が国内で流通する場合には、

- ・食品衛生法第54条の規定に基づく回収等の措置の命令
- ・食品衛生法第63条の規定に基づく違反者の名称等の公表

を適切に運用。

## アレルギー物質を含有する食品の表示に関する監視指導

- ・保健所の対応に問題があったと指摘された事案
- ・原材料表示で対応すべきであるにもかかわらず注意喚起表示で対応していた食品を摂取した者に健康被害を生じた事案

- 保健所等においては、健康被害に関する苦情を受け付けたときは、
  - ・事業者に対する調査の実施。
  - ・苦情者に対する説明。
- 都道府県等においては、違反事例を確認したときは、
  - ・事業者に対して販売等の自粛や社告等を通じた注意喚起を指導。
  - ・必要に応じて営業の禁停止を命令。
  - ・違反者の名称等を公表。



## ノロウイルスを原因とする食中毒

・例年、12月から3月までの間を中心に、ノロウイルスを原因とする食中毒事案が多数発生。

→ 「ノロウイルスに関するQ&A」の改定

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改定

- ノロウイルスを原因とする胃腸炎に集団で感染した事案を探知したときは、食品衛生担当部局と感染症担当部局とが連携して感染の経路を特定するために必要な調査を適切に実施。
- ノロウイルスを原因とする食中毒事案を公表するに当たっては、どのような感染の経路が想定されるか等について、地域住民に対する正確な情報を提供。

## カンピロバクターや腸管出血性大腸菌を原因とする食中毒

### ○カンピロバクター食中毒の主な要因

- ・生又は加熱不足の鶏肉、牛レバー等の摂取
- ・食肉から他の食品への二次汚染

### ○腸管出血性大腸菌食中毒の主な要因

- ・飲食店における生又は加熱不足の牛肉又は牛レバーの摂取

○ 飲食店等における食肉の衛生管理の徹底など、事業者に対する  
監視指導

○ 高齢者、乳幼児等の抵抗力に乏しい者に生又は加熱不足の食肉  
を摂取させないなど、地域住民に対する注意喚起

## 食品保健総合情報処理システムの活用

平成20年1月：中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案

9月：食品保健総合情報処理システムの改修

- 食中毒事案を探知したときは、速やかに食品保健総合情報処理システムに入力。
- 食中毒事案が速報の対象と判明した場合には、直ちに、
  - ・電話、ファクシミリ等で厚生労働省に連絡。
  - ・食品保健総合情報処理システムに入力。
- 食品保健総合情報処理システムを定期的に見る。  
→ 全国における食中毒事案の発生状況を早期に把握。

## 食品衛生担当部局と感染症担当部局等との連携

・ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、井戸水等を原因とする食中毒事案については、食品衛生担当部局と感染症担当部局、水道担当部局等との連携による対応が必要。

- 食品衛生担当部局においては、感染症法の規定に基づいて把握された情報を感染症担当部局より入手し、食品が感染の経路と推定される事案等については、食中毒事案として対応する必要があるか十分に検討。
- 一般に食品を媒介とする病原体(赤痢、コレラ等)を検出したときは、菌株を国立感染症研究所に送付。

## 農薬等に係るポジティブリスト制度に関する監視指導

・平成18年5月：農薬等に係るポジティブリスト制度の施行

→ 「食品に残留する農薬等の監視指導に関する留意事項について」

- 残留基準違反に該当する食品が国内で流通しないよう、事業者に対する監視指導を適切に実施。
- 残留基準違反に該当する食品の流通を確認したときは、農林水産担当部局と連携しつつ、
  - ・回収等の措置の命令
  - ・違反者の名称等の公表を適切に実施。

## 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性確保

- ・都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の結果は、食品としての流通の可否を判断する基礎。
- ・近年、都道府県等の食品衛生検査施設が誤った検査成績書を発出した事案も発生。

○ 都道府県等の食品衛生検査施設における検査等の信頼性の確保

# 牛海綿状脳症(BSE)対策 一国内対策一

## 1 BSE検査

20ヶ月齢以下の牛を対象とする都道府県等の自主検査

平成20年7月末までの3年間の経過措置として  
国庫補助を終了。

21か月齢以上の牛を対象とする都道府県等の検査

平成21年度にも、国庫補助を継続。

# 牛海綿状脳症(BSE)対策 一国内対策一

## 2 ピッシング

ピッシングを中止していないと畜場

- ・平成20年10月末現在で6箇所
- ・平成21年3月末までに中止の見込み。



・今後、と畜場施行規則を改正し、ピッシングを禁止する方針。

- ・と畜場に対する監視指導
- ・関係者に対する周知

### 〈参考〉 BSEステータスの認定の申請

平成20年12月:

我が国に係るBSEステータスの認定を国際獣疫事務局(OIE)に申請。

→ 今後、OIEの専門家による審査を経て、平成21年5月に開催される予定のOIE総会で決定される見込み。